

環境建設常任委員会

平成19年12月13日

午前9時30分開会

於大口町役場第5委員会室

1. 協議事項

1. 議案第69号 大口町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正について
2. 議案第70号 大口町地下水の水質保全に関する条例の一部改正について
3. 議案第71号 平成19年度大口町一般会計補正予算(第4号)(所管分)
4. 議案第75号 大口町道路線の廃止について
5. 議案第76号 大口町道路線の認定について
6. 議案第77号 町営住宅入居者の明渡請求に関する訴えの提起について

2. 出席委員は次のとおりである。(7名)

委員長	齊木一三	副委員長	酒井久和
委員	吉田正	委員	田中一成
委員	宮田和美	委員	土田進
委員	吉田正輝		

3. 欠席委員は次のとおりである。(なし)

4. 委員会条例第17条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	酒井 鉄	副町長	社本 一 裕
環境建設部長	近藤 則 義	環境建設部 参事兼 環境経済課長	杉本 勝 広
建設課長	野田 透	都市開発課長	近藤 定 昭
都市開発課 主 幹	稲垣 政 行	下水道課長	前田 正 徳
環境経済課長 補 佐	佐藤 眞 澄	建設課長補佐	柳瀬 昌 宏
都市開発課長 補 佐	社本 健 二		

5. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局
次 長 佐藤 幹 広

(午前 9時30分 開会)

○委員長(齊木一三君) それでは定刻より若干早いようでございますが、皆さんおそろいでございますので、ただいまより始めさせていただきます。

12月も中となりまして、朝晩大変冷たさを感じておりますが、きょうは若干雨模様でしのぎやすい朝かなあとと思いますが、夜、また冷たい空気の中、ぴーんと張り詰めた空気の中、クリスマスのイルミネーションが色鮮やかに点灯しております、見る人の心をなごませてくれ、年の瀬も迫ってきたのかなど、このように思うわけでございます。

大変お忙しい中ですが、きょうは環境建設常任委員会をお願いしましたところ、各委員の皆さん方全員と、また町長さん初め執行部の皆様方には大変お忙しい中でございますが、定刻に御参集をいただきましてありがとうございます。

本日は、去る12月6日の本会議におきまして当委員会に付託を受けました議案第69号ほか5議案の審査をお願いすることになっております。慎重な御審査を賜り、適切な御判断をいただきますようお願いを申し上げます、開会のごあいさつとさせていただきます。よろしく願いをいたします。

町長。

○町長(酒井 鉄君) 改めまして、皆さんおはようございます。

本日は、早朝より環境建設常任委員会に御出席をいただき、まことにありがとうございます。

また、委員長さんを初め委員の皆様方には御多用の中を御出席を賜り、重ねて厚く御礼を申し上げます。

本日の議案につきましては、付託を受けられました5案件であります。大変重要な案件でありますので、格別の御配慮をいただきますようお願いを申し上げ、ごあいさつといたします。

○委員長(齊木一三君) ありがとうございます。

それでは、議案審査に先立ちまして、各議案それぞれ説明は本会議で承っておりますので、この際、これを省略したいと思いますのですが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(齊木一三君) ありがとうございます。それでは議案の説明は省略することと決しました。

早速これより付託議案の審査に入りたいと思いますので、お願いをいたします。

まず議案第69号 大口町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、御質問ございませんか。

(「委員長」と呼ぶ者あり)

○委員長(齊木一三君) 環境建設部参事。

○環境建設部参事兼環境経済課長(杉本勝広君) 改めましておはようございます。

審査をいただく前に、一言私の方から訂正事項がございますので、よろしく願いしたいと思いま

す。

この条例に関しまして、規則で対応しております可燃ごみ袋の変更に関し、11月16日に開催されました当委員会協議会、さらに11月22日の議会全員協議会の中でごみ袋の上部にあるU字カット部分での説明が間違っておりましたので、訂正させていただきます。

説明の中で、袋の規格の外側にU字カットが施され、それを取り省くとの発言をしましたが、これは間違いで、現在のU字カット部分は外側ではなく、規格の内側に施しておりますので、この点に関して訂正させていただきたいと思っております。なお、来年度から御購入いただきます可燃ごみ袋は、現在御利用いただいている袋のU字カット部分がふさがった状態と考えていただければわかりやすいと思っております。

以上、訂正しておわび申し上げます。

○委員長（齊木一三君） 今、環境建設部参事から訂正事項で、お話があったわけですが、これ当委員会、また本会議でいろいろ質問が出ておまして、U字カットの部分の取り扱いについてはいろいろ論議されたところですが、今訂正のお話がございました。

この件に関しまして、全協でもお話が出ておったわけですが、当委員会だけで一応皆さん方に御了承していただくということではよろしいでしょうか。それとも……。

○委員（吉田 正君） 委員長報告で訂正があった旨を報告していただければいいんじゃないですか。

○委員長（齊木一三君） わかりました。それはそのような取り扱いさせていただきます。

（挙手する者あり）

○委員長（齊木一三君） はい、田中委員。

○委員（田中一成君） そうすると、今のU字カット部分がさらに袋が大きくなるという解釈でいいんですか。どういうことなのかよくわからない。

○委員長（齊木一三君） 環境建設部参事。

○環境建設部参事兼環境経済課長（杉本勝広君） 非常にわかりにくい説明になってしまって申しわけないんですが、今持ってきておりますのは減量型という袋を持ってきております。今、3種類とも実はここにU字カットがしてあるわけですが、規格そのものの長さはここからここまでの長さで、規格そのものは変えない。このU字カット部分をなくすということになります。袋の長方形の長さは変わりませんが、この分がふさがるという解釈をしていただければ結構かと思っております。ふさがるとするのは真四角になるということですね。フラットになる。

（発言する者あり）

○環境建設部参事兼環境経済課長（杉本勝広君） 委員会の前に要らんことを言って申しわけないんですが、端っこと端っことで結んでいただくことになりますので、入る量そのものはそれほど変わらないと思っております。逆に入る量が少なくなるんじゃないかというふうに考えております。

(挙手する者あり)

○委員長(齊木一三君) はい、酒井副委員長。

○副委員長(酒井久和君) ただいま訂正がありましたので、問題はないかとは思いますが、そうすると大きさは、大が78掛ける64センチということになっておりますが、全部がそのままになるというふうでよろしゅうございますね。

○委員長(齊木一三君) 環境建設部参事。

○環境建設部参事兼環境経済課長(杉本勝広君) 今御指摘のとおり、サイズそのものは変わりませんので、現在御利用いただいております78センチと64センチは変わりません。以上です。

○副委員長(酒井久和君) それで、一般販売価格はどのようなふうになっておりますか。

○委員長(齊木一三君) 環境建設部参事。

○環境建設部参事兼環境経済課長(杉本勝広君) 今回改正させていただきます条例で、手数料の額を大14円、小7円、減量型を5円というふうに決めさせていただきますが、現在、市販されております販売希望価格は、大の袋が14円でございます。それから小袋が10円、ですから3円下げさせていただきます。それから減量型が7円で現在小売店で売られておりますが、それが5円で売られるという形になります。

○副委員長(酒井久和君) 今までは14円のは規定どおりで売っておると。今までは7円のを10円で売っておったということで、ルートはどうなっていたんですか。マージンはどのようなふうになっていたんですか。

○委員長(齊木一三君) 環境建設部参事。

○環境建設部参事兼環境経済課長(杉本勝広君) 今回、この手数料条例を改正させていただきますのは、今まで手数料という形で決めてなかったんです、実は。実費相当分という言葉で処理させていただいておまして、平成2年から14円、10円、途中で7円という減量型が発生したんですけれども、14円、10円はずうっと変わらずに販売されておったわけです。それが実費相当額ということで、実は14円、7円をそのままずうっと引きずって来ておったんですが、その実費相当額ということになりますと、年度初めに発注して入札をやって、品物が納められ、それが動いていくということになりますので、本来実費相当額という解釈をするのであれば、その年度その年度で袋の単価を変えていく必要があったわけですが、それを一般の方が御購入いただく販売店で、きょうは17円、きょうは5円だという話になると非常に不都合が生じるということで、14円、10円を踏襲して来ておりました。これは実費相当額ということでずうっと来ておったわけですが、今委員が御指摘のとおり、14円、7円にすることが、そのもともとの価格はどうだということに必ずたどり着くわけですが、ことしが時期としていい悪いという議論はいろいろ出てきますが、今回きちっとさせていただくということで御理解いただきたいと思います。

○副委員長（酒井久和君） 販売店においては、マージンを出しているわけです。それは何%なのか。

○委員長（齊木一三君） 環境建設部参事。

○環境建設部参事兼環境経済課長（杉本勝広君） 今現在のシステムは、大口町が発注して品物を一度持ちます。その卸価格を決めております。卸価格を決めて、販売店に売っておっていただくという形ですので、予算上、物品の売払収入という形で小売業者の方に買っていただいて、小売業者はそれにマージンを乗せて14円、10円という形で売っておっていただける。

今回、この条例を改正させていただきますのは、14円の品物を小売店に売ってください。その売った経費については委託料としてお支払いしますという形で、財政の方できちっと明確にしていくという変更でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

小売りの経費ですけれども、大袋が3円、小袋が2円、減量型が1円です。

（挙手する者あり）

○委員長（齊木一三君） 酒井副委員長。

○副委員長（酒井久和君） せっかくですので、今度新しくつくられるということですが、品質表示というものがどういうふうになっているか。ことしは品質表示、いろんなところで偽装の問題だとか、間違いの問題だとか指摘されておりましたが、品質表示はされているかどうか。一番上にプラスチック表示はしてありますが、中身の表示についてはしてなかったような気がいたします。これは家庭用品品質表示法に基づく表示が必要ではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

そしてもう一つ、扶桑の場合は大袋が11円、中袋が8円、それから小袋が6円。それで、これは大・中・小で分かれております。江南の場合が、同じく大が14円、中が10円、それから小が5円と分かれております。小牧の場合は、45リッター型資源用で12円60銭、そして30リッター用で10円50銭となっております。そこら辺のところもかんがみて、値を下げられたのかどうか。そして、先ほどもU字カットの部分については説明がありましたので、それはよろしいんですけれども、U字カットをするとせんとで幾ら違うのか。そんなに2割も3割も違わないと私は思うんですが、ごみを入れる作業上からいくと、耳をつまんで結ぶというのは大変時間がかかりますし、面倒くさいです。そして、中へ入れる容量も制約があります。私、ちょっと実験をやりましたら、かなり違ってまいります。そこら辺のところはどういうふうに判断されるか。先回は小さくした方がいいと言われてきょう訂正されましたが、真ん中で結ぶのと耳をこうやってつまむのとでは、中へ入れる容量が小さくなります。参事は、小さくした方がごみを出す量が少なくなっていいとおっしゃるんですけれども、少なくなったときは、次の段階の小さい袋を利用すればいいことだと思っておりますがいかがでしょうか。

○委員長（齊木一三君） 環境建設部参事。

○環境建設部参事兼環境経済課長（杉本勝広君） 今委員さんの御意見の中で訂正をしたという言葉がありました。この訂正したのは、私の言ったことが間違っておったので訂正したということで、サ

イズを変えたわけじゃございませんので、申しわけございませんが、それだけ御了解いただきたいと思ひます。

それともう一つ、江南と扶桑と大口の販売単価が違ふんじゃないかという御指摘をいただいておりますが、これは事実違ひます。これが一番よくわかりますのが、販売エリアが扶桑と大口と重なっておる業者、いわゆる小売店を見させていただきますと非常にわかりやすいんですけども、大口町の大袋が20枚入っておりますのが280円です。その横に扶桑町の大袋が220円で売られております。これは確かに大きな差はあるんですけども、この単価の設定の仕方は、一番最初に訂正で申し上げたんですけども、実費相当額ということで各自治体が決めておりますので、扶桑のことをとやかく申し上げられませんが、大口の場合は14円、10円、7円で売らせていただいております。

それと、単価を下げた理由でございますが、これにつきましては、うちの課の中でもいろいろ議論がございました。この時期に値下げするのはどうだと、このまま行けんかとか、いろいろ御意見がありました。私どもの考えとしては、これをやる目的はごみを減量したいという大きな目的に向っております。よって、多くごみを出される方、申しわけないんですが、たくさん御負担いただきたい。一生懸命減量しておっていただける方に対しては小さい金額で行けんかという形で、小袋と減量型を値下げさせていただいたという経緯がございます。

それから、扶桑町の単価の安い理由でございますけれども、実は扶桑町の袋は、炭酸カルシウムも入っておりませんし、U字カットも施されておられません。で、関連してお答えさせていただくんですが、実はこの炭カルとU字カットを省くことによって、コスト的には25%下がってきます。ですから、ここで25%、減量型が今申し上げたように1枚7円で、じゃあ何%で何円だという話になってくるんですが、その1枚当たりの単価の問題ではなくて、25%のコストを下げたいという目的のもとに、今回省かせていただきます。

今は炭カルとU字カットの話ですが、実はポリエチレンのフィルムの厚さも、炭カルを抜くことによって0.0何ミリの世界なんですけれども、薄くすることはできます。強度的にも問題ないという確認がとれておりますので、そこも下げられるだけ下げていくということで、今までも申し上げたように、1枚当たりでわずかな金額なんですけれども、販売価格で、先ほど申し上げたように、今度大口町の袋が大・小・減量型と三つ並ぶんですが、大が280円で並び、中が140円で並びます。ということは、倍の値段の差があつて、これはかなり格差がつきます。よって、今酒井委員が言われたように、それじゃあ大袋二つで出せばいいじゃないかという話にもなるんですが、御家庭へ持ち帰っていただいたときに、袋一つは一つですので、安い袋を買っていただいて、それを一つにまとめていただくということになれば減量につながるというような、価格的にこれで何%減量できるんだという質問を受けると大変なことになるんですが、必ず下がるだろうという確信を持って進めております。ですから280円と140円でごみ袋が並びますので、恐らくかなりのインパクトはあるというふうに考えておりま

す。

それから、表示法ですけれども、現在の小さな袋が20枚、ビニールで挟まっております。その20枚挟まった外袋にプラで表示させていただいておりますので、表示法上は問題ないと思います。ただし、今委員が言われた内容の奥には、そういったものを表示してなるべく意識づけしていった方がいいんじゃないかという内容も含まれておると思いますので、それは検討していきます。わずかな金額で、マークを一つふやすだけですので、それは検討していきます。

(挙手する者あり)

○委員長(齊木一三君) 酒井副委員長。

○副委員長(酒井久和君) 中身の表示はしなければいかんことないですかということを言っている。

中身の原料表示はいいんですかと。外のプラスチックの包装紙はプラスチックでいいんですが、中身はプラスチックじゃないでしょう。ポリエチレンでしょう。中に入っている20枚袋はポリエチレンじゃないですか。プラスチックですか。

○委員長(齊木一三君) 環境建設部参事。

○環境建設部参事兼環境経済課長(杉本勝広君) 今現在、サイズとプラの表示はさせていただいておりますけれども、一度確認させていただきますし、入っていなければ早速入れて、来年から進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長(齊木一三君) そのほか何かございませんか。

(挙手する者あり)

○委員長(齊木一三君) 吉田委員。

○委員(吉田 正君) 9条の2の4なんですけど、既に納付した手数料は還付しない。ただし、町長が特別な事情があると認めるときはこの限りでないというふうに書かれているんですが、これはどういう場合が特別な事情なんでしょうか。

○委員長(齊木一三君) 環境建設部参事。

○環境建設部参事兼環境経済課長(杉本勝広君) 現時点で具体的にこれだというのはございません。

(挙手する者あり)

○委員長(齊木一三君) 吉田委員。

○委員(吉田 正君) 例えばこの間もまちづくりの地区懇談会があったんですけども、その中でごみの問題も余野のところでもちょっと出ていたんですが、例えばその方の近所に必ず、今もそうなんですけど、江南市のごみ袋で出される人がある。ということは、わざわざ江南の人がそこへ来て置いたとは考えにくい場所なんです。恐らくその地域に住んでみえる人が江南市の袋で出してみえるような節があるんですね。私もちょっと聞いた話なんですけど、例えば引っ越しをすると、前のごみ袋があるでしょう。困るんだわね、結局ごみでほからんならん話になっちゃうんです。恐らく私は思

うんだけど、江南市から引っ越してこられた方が、同じところで燃やすんだから使ってもいいんじゃないかみたいなことを考えていらっしゃるのかなあというふうに思うんですよ。

引っ越しをして使わなくなったものというのは、特別な事情に当たらんかなあと思うんですね。だから、これ使わんでということで役場の窓口へそのものを持って申し出があった場合は、預かり金か何かという形でその課で持っていて、還付できれば一番いいと思うんだけど、口座振り込みとかそんなことをやると手数料がどれくらい高いついちゃうからね。その場で現金でやりとりできれば一番いいと思うんだけど、引っ越ししたとき、余った袋を引き取ってもらえるといいと思うんだけど、いかがですか。

○委員長（齊木一三君） 環境建設部参事。

○環境建設部参事兼環境経済課長（杉本勝広君） 今吉田委員から御質問いただきました。引っ越しの場合ということでございますが、条例でこういう形できちっとさせていただきますので、1枚14円がはっきりこれで明確になってきました。今、具体的に申し上げたのは、現行のシステムですと、小売店で持って行って返金を受けるということはできませんが、この条例が制定されたことによって、今吉田委員が言われたように引っ越しすると、これで20枚買い上げてくれという話になったときには対応できるようになります。

ただし、ぱっと窓口へ持ってきて、それじゃあ280円ですという形で現金を渡すということは、今の大口町の財務システムの中ではできませんので、申しわけないんですが、請求書という行為が出てきて、わざわざ取りに来ていただかなくて結構なんですけれども、口座への振り込みというシステムは財務的に切りかえれんと思いますので、手数料ですから還付することはできますので、その対応はできるようにいたします。

（挙手する者あり）

○委員長（齊木一三君） 吉田委員。

○委員（吉田 正君） そうすると、引っ越しをするということは特別な事情に当たるというふうに考えていいわけですよね。特にアパートなどに住んでみえる方というのはそういうケースが往々にしてあると思うんですけれども、こういうことも特別な事情とかいうことでは住民の人はさっぱりわからんものですから、例えば引っ越しされる場合は、手数料ですので還付しますよというようなことも周知していかれるとありがたいと思います。

もう一つ聞きたいのは、たしかことしの3月の新年度予算のときだったと思うんですけれども、袋を購入する価格が大幅に安く買えたという御説明があったと思うんです。今まで大体平均すると10円ぐらいだったのが6円50銭か6円何十銭かちょっと忘れたんですけど、そういう価格で買えたということなんですか。きょうのここの新聞を見ていると、石油価格がちょうど1月ぐらいから急激に上がっている状況があるものですからあれなんですけれども、今度購入される場合、実際想定さ

れる価格というのは一体何円程度になるんですかね。

○委員長（齊木一三君） 環境建設部参事。

○環境建設部参事兼環境経済課長（杉本勝広君） 今吉田委員から言われた、大口町として入札をやった結果につきましては、18年度分は6円25銭で間違いございません。17年度分については9円24銭、ばらつきがございます。ただし、ことしの発注になりますと、平成19年度の発注の時点では既に6円25銭から9円23銭まで上がっております。今回の見積もりが、大が現時点で10円02銭で見積もっておりますが、御指摘のとおり石油価格に直結する原料でございますので、果たしてこの10円02銭で入札できるか、多少不安な部分がございます。

これに関連して、補正予算を上げさせていただいておりますが、補正予算の基礎といたしましては、大の10円02銭で何とか行けんかという予算を上げさせていただいておりますし、恐らく年をまたぐと価格が、これ私の感覚なんですけど、また1段階上がってしまうような気はしておりますので、何とか12月補正を議決いただいたらすぐ入札に入っていきたいというふうに考えておりますが、そういう形でかなりの変動がございます。今、業者の方で確認しておりますと、ことしだけでも既に40%近いポリエチレン原料が上がっておるといった情報はつかんでおります。以上です。

（挙手する者あり）

○委員長（齊木一三君） 吉田委員。

○委員（吉田 正君） そういうふうで6円25銭かそこらで最初は買えたわけですけども、それが原料が上がってきているということは、この手数料もそうした原料、要するに仕入れの価格によってはその時々で引き上げざるを得ないと考えてみえるんですか。

○委員長（齊木一三君） 環境建設部参事。

○環境建設部参事兼環境経済課長（杉本勝広君） ここで条例で上げさせていただいたということで御理解いただけると思うんですが、この条例を改正するという事は、必ず条例として一部改正なり全部改正なりで議会の方へ諮らせていただくということで、その時点で協議させていただくということで、今まで使っておりました実費相当額で来年から15円に上げます、20円に上げますという話ではなくて、きちっと条例の中でうたっておりますので、この金額を変えるというときは必ず議会へ相談させていただいて上げていくということになりますし、当然議案として提出する時点では、単価の問題、それからコストの問題、いろいろ資料があつて数字をきちっと提案していくという形になりますので、よろしくをお願いします。

答弁の中で、ごみ袋の単価で議論が進んでしまったんですが、今回条例で定めさせていただいております基本的な問題は、このごみ処理の手数料を定めさせていただく。袋の問題ではなくて、ごみ処理の手数料が有料ですよということをはっきり明文化させていただくためにこの条例を上げさせていただいておるものでございます。ですから、私の答弁が袋が上がったらどうするんだという質問に対

して答えさせていただいたんですが、ごみ処理手数料に係る部分で、袋だけの問題ではなくて、住民の方に御負担いただく部分が出てれば、ここで金額を上げて、トータル的な問題で考えさせていただきますので、その点よろしくお願ひしたいと思います。

(挙手する者あり)

○委員長(齊木一三君) 宮田委員。

○委員(宮田和美君) 一つお尋ねしたいんですけど、今引っ越しどうのこうのというお話が出たんですけれども、大口町へ引っ越ししてくる、新築なりで住民が来られた場合に、何か役場でごみの減量とか分別だとか、そういうのは何か説明はありますか。

○委員長(齊木一三君) 環境建設部参事。

○環境建設部参事兼環境経済課長(杉本勝広君) 大口へ引っ越しに来ていただく場合に、一番最初に来ていただきますのが生活課へお越しいただきます。その生活課の窓口で衛生カレンダーをお渡しさせていただきます、その場で、例えば細かな部分でわからん部分は環境経済課へ来ていただいて御説明申し上げております。外国人の方にも、当然衛生カレンダーをお渡しするんですが、日本語で書いてありますので、その翻訳したものを環境経済課で持っておりますので、世界各国というわけにいきませんけれども、ポルトガル語と英語と中国語とスペイン語ですか、それだけの分は持っておりますので、お越しただければわかるようにしております。

袋の話ですが、これは単価が安いということもあるし、先ほど吉田委員さんが言われたんですけども、同じところで燃やすのに何を言っておるといふ話がありますので、引っ越し持ってきた袋に入れて出されるという現実がありますし、それがごみ収集で残されてぼつんと残っておるといふ現象もございませぬ。その場合は、私どもが回収して中をチェックさせていただいて、これこれこういうふうですと。ですから、大口の袋で出してくださいという注意はさせていただきます。現実ありますし、そういった形で、悪質じゃなくて間違えてという部分もございませぬので、連絡できる方は連絡させていただいて、これこれこういう理由で大口の袋を使ってくださいという御説明は申し上げます。

○委員長(齊木一三君) 他にございませぬでしょうか。

(発言する者なし)

○委員長(齊木一三君) 質疑も終了したようでございませぬので、議案第69号 大口町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正についてを採決いたしたいと思ひます。

本案を原案のとおり決するに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○委員長(齊木一三君) 全員賛成ということで、議案第69号 大口町廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第70号 大口町地下水の水質保全に関する条例の一部改正について、質疑に入り

たいと思います。

質問のある方はお願いいたします。

(挙手する者あり)

○委員長(齊木一三君) 酒井副委員長。

○副委員長(酒井久和君) 地下水に関連いたしますけれども、地下水の高さについて大口町ではどう
いう状態に変化しているのか、わかればお聞かせいただきたいと思います。

この尾西地区につきましては、経済活動がだんだん低下いたしまして、特に一宮あたりから下の方
は地下水がだんだん上がってきたということは聞いておりますけれども、本町としてはどういうふう
に変化がしているか。たしか大口町内でも地下水を調べる地点があったように、私、記憶しておりま
す。地点については、たしか大口中学校にしているところあたりに1カ所あったように記憶してい
るんですが、今学校全部工事してしまったから、それがどういうふうに変化しているのか。壊すとき
にも多分調査されているんじゃないか。これは地盤の沈下を調べる場所であり、地下水の状況を調べ
る水準点があったんじゃないかというふうに記憶しておりますが、いかがでしょうか。

○委員長(齊木一三君) 建設課長。

○建設課長(野田 透君) 手元にある資料で御説明しますが、地下水の水位の変化でございますが、
これは丹羽広域、水道部の資料でございます。大口町内の水源の測定をしておるということで、一
番水位が上がる時点では3メートルを切りまして、例えば11年の10月、11月については大口町の南部
水源で2メートル50という水位、それから一番下がる時で平成9年にはかった水位というのがあり
まして、河北の第2水源、ちょっと水源の位置までは承知しておりませんが、河北の第2水源
というところで11年にはかった水位で7メートル90というような変化があるというデータももらっ
ております。

あと、大口町で定期的というか、継続して水位を観測しておるところなんです。今お話しありま
したように、何か所かの測定井戸がございます。中学校のグラウンドのところにも一つありまして、
ほかの位置については私が把握しておりませんので、環境経済課の方で答えさせていただきます。

○委員長(齊木一三君) 環境建設部参事。

○環境建設部参事兼環境経済課長(杉本勝広君) 今の大口町の地下水の関係の条例の中で、関連で、
現在の観測井についての御質問でございますが、大口町の野球グラウンドのところに県の地盤沈下観
測井がございます。これは2本ございまして、27メートル井と108メートル井の2本ございまして。こ
れをずっと県から委託を受けて大口町が観測し、四半期ごとに県へ報告させていただいております。
そのデータについては、申しわけございません、今手元にはございませんのでとやかく申しませんが、
現在の野球グラウンドにある観測井が、新設中学校の建設に伴い支障になるということで、教育委員
会がいろいろ骨折ってくれまして、移設することに決定し、愛知県の費用で現在移設が進んでおりま

す。ですから、11月中旬だったと思うんですが、観測を一度ストップさせていただきまして、新しい方へ今移設の工事中でございます。平成20年度から再開できることとなりますので、データとしては申しわけないんですが、11月、12月、1月、2月、3月分は切れることとなります。設置される場所は新設中学校の西南に設置されます駐車場の一角に、付近との景観バランスを考えた施設ができるというふうに聞いておりますので、よろしく願いいたします。

(挙手する者あり)

○委員長(齊木一三君) 酒井副委員長。

○副委員長(酒井久和君) 今の観測井戸で、水位の状態というのはこちらで調べてみえるんですか。

○委員長(齊木一三君) 環境建設部参事。

○環境建設部参事兼環境経済課長(杉本勝広君) 先ほど申し上げたように、愛知県から委託を受けまして、データとしてとって、そのデータを県へ送ることによって、愛知県全体の地盤沈下観測結果が出ております。毎年度結果が各市町村に配付されるということでございます。

ただ、今何メートル下がっているとか上がっているという話は、申しわけありませんが答えできません。

○委員長(齊木一三君) 他にございませんでしょうか。

(発言する者なし)

○委員長(齊木一三君) それでは質疑も終了したようでございますので、議案第70号 大口町地下水の水質保全に関する条例の一部改正についてを採決したいと思います。

本案を原案のとおり決するに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○委員長(齊木一三君) 全員賛成。よって、議案第70号 大口町地下水の水質保全に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第71号 平成19年度大口町一般会計補正予算(第4号)所管分について、質疑に入りたいと思います。

質問のある方は挙手をお願いいたします。

(挙手する者あり)

○委員長(齊木一三君) 土田委員。

○委員(土田 進君) 17ページ、3の循環型社会形成事業、これに493万2,000円の金額になっていますが、この件について御説明をお願いします。

○委員長(齊木一三君) 環境建設部参事。

○環境建設部参事兼環境経済課長(杉本勝広君) 委員長、申しわけございませんが、この循環型社会の形成費を説明させていただくのに資料を配らせていただきたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

お願いいたします。

○委員長（齊木一三君） ちょっと休憩をいたします。

(午前10時07分)

○委員長（齊木一三君） それでは再開をいたします。

(午前10時08分)

○委員長（齊木一三君） 環境建設部参事。

○環境建設部参事兼環境経済課長（杉本勝広君） 手元に資料を配らせていただきましたが、これは来年1月から3月までの資源ごみ有償回収システム、いわゆるスタンプカード制にさせていただきますが、これを推進していくための費用でございます。今お手元に配らせていただきました資料につきましては、説明してございますが、スタンプカード制を大口町は導入してまいります。ここにスタンプカード制とはということで書いてございます。このスタンプカード制というのは、今スーパーですとかへお買い物に行ってくださいと、レジ袋を要らん人には一つ押しますよ、お買い物をしていただいた方に上げますよというスタンプ制度のことでございますが、それを大口町が資源ごみを対象に進めるということでございます。

このスタンプ制につきましては、今申し上げたようにスーパー等をイメージしていただければ結構かと思いますが、そのカードにスタンプを地区回収、それからリサイクルセンターを御利用いただいた場合にスタンプカードに捺印していくと。ある程度たまったときに景品ですとか報奨金をお渡しするというシステムでございます。

スタンプにつきましては、地区資源ごみ集積所につきましては、各地区で月2回ございます資源ごみ回収日にお持ちいただいた方に対して2個、それからリサイクルセンターを御利用いただく方には1個、スタンプを押させていただきます、先ほど申した景品でございますが、72個押せるスタンプカードになっております。72個押せるスタンプカードで、10個たまった時点でトイレットペーパー3個、もしくはごみ袋の減量型を20枚という形で、10個、20個、40個、50個という形でお渡しさせていただきます。さらに、その途中の30個、60個については緑化の推進ができないかということで苗木ですとか、ショッピングバッグ。それが私はマンションで苗木は要らんという方もお見えになると思いますので、上欄のトイレットペーパーですとかごみ袋にかえてもよいというような形で、ステップアップしていくスタンプシステムでございます。

最終72個が完了した場合に3,000円という報奨金をお支払いさせていただくというようなシステムを、今回補正で上げさせていただいておりますのは、1月から3月分まで、平成20年度本格稼働するためのシステムチェックしていく上で要する費用を上げさせていただいております。今私どもが考え

ておりますのは、全11区ありますが、1区で実証モデルをやっていききたいというふうに考えております経費を、今回予算として上げさせていただいております。

この循環型社会形成費の中で抜けますのが、有機資源の再生委託料を抜いていただいた残りの部分については、すべて今回のシステムの実証費用でございます。それに、今お手元に配らせていただいた資料は、各家庭から出る資源ごみについて出させてさせていただいておりますが、この中に資源ごみの回収事業助成金追加ということで200万入れさせていただいております。負担金補助及び交付金というところで200万上げさせていただいておりますが、これにつきましては同じ資源ごみの有償回収システムの中で、事業系を対象にしております。この事業系につきましては、現在、大手企業ですとか大手スーパーになりますと、業者がストックヤードへ行って紙は収集しております。ある程度の量がありますので、業者が回ってくれるんですが、少量のところは業者が回りません、コストの問題で。そうするとどうなるかという、きちっと分別はしておっていただけておる部分がありながら、生ごみですとか可燃ごみを集めるパッカー車に入ってしまう、いわゆるコストの話になってくるんですが、入ってしまうと、そのパッカー車が江南丹羽へ行ってばかっとならぬとあけてしまうとすべてがごみになってしまいます。そういう現実がございます。私もプラットホームで組成検査というんですけど、やらせていただいたんですが、せっかく分かれておるのに、一つの車に積むことによって江南丹羽に入っちゃう。そういった現実を見させていただいて、何とかしないかということ、やらせていただきますのが、事業系の紙ごみを分別していただいて、それに対して助成金を出していくということでございます。

基本的な考え方といたしまして、直接業者が回収しておる雑紙ですとか段ボール等を含めて、さらに雑紙をふやすために、大口町が直接収集にかかわりませんが、その部分に対して1キロ1円。それから先ほど申し上げた中小企業で業者がどうしても集めに来てくれん、うちは紙類を何とかしたいという業者がお見えになります、一般廃棄物じゃありませんので、手続的な問題はあるんですが、今度大口町は有償で資源を買わせていただくという立場に立ちますので、これは大口町が買い上げる形になりますので、中小企業の方が段ボールをある程度たまったら持ってきていただいたときに、一般家庭と同じように1キロ5円の補助金を出していく。この1キロ5円というのは、地区助成金の単価の5円と同じになるんですが、リサイクルセンターにはかりを置かせていただいて、キログラムをきちっと管理して1キロ5円ということで進めさせていただく費用が、ここの資源ごみの回収事業の助成金でございます。以上でございます。

(挙手する者あり)

○委員長(齊木一三君) 土田委員。

○委員(土田 進君) このスタンプカードを管理するのは、これは廃棄物減量推進員でしょうか。

○委員長(齊木一三君) 環境建設部参事。

○環境建設部参事兼環境経済課長（杉本勝広君） 廃棄物減量推進員さんに管理していただくということではなくて、各スーパーなんかでやられておりますスタンプカードにつきましては、本当の紙媒体で動いておるわけですね。ところが、今度大口町がやる場合は、そのスタンプカードを特定させるために、そこへ住所と名前を入れませんが、番号を通します。通し番号を通して、そのスタンプカードそのものをだれにでも渡すということではなくて、私はそういうふうに協力しますという方に対してのみにさせていただきます。全員の方に渡してやって果たしてどうだということもございますので、意識のある方だけエントリーしていただく。エントリーしていただいた方にスタンプカードを管理していただくという形になりますので、ごみ減量推進員さんがそのカードを持ってどうしようという話ではなくて、エントリーしていただいた方がスタンプカードを持つという形をとらせていただきます。

（挙手する者あり）

○委員長（齊木一三君） 土田委員。

○委員（土田 進君） スタンプは減量推進員ですか。

○委員長（齊木一三君） 環境建設部参事。

○環境建設部参事兼環境経済課長（杉本勝広君） 申しわけございません。スタンプにつきましては、持ってきていただいたカードに日付が特定できるスタンプを用意しようとしておりますけれども、その日付の入ったものを、ちょっとお手間ですが、ぼんと一個押してあげていただきたいと思います。またこれは区の方へお手伝いをお願いするということになりますので、よろしく願いいたします。

（挙手する者あり）

○委員長（齊木一三君） 土田委員。

○委員（土田 進君） ことし、廃棄物減量推進員84人で1万1,800円で99万2,000円という報酬が支払われていますが、この方が毎回出るわけではなくて、交代制で出てみえますが、それは地区でスタンプを一ついただいて、それを当番の方に渡しておくというやり方ですか。

○委員長（齊木一三君） 環境建設部参事。

○環境建設部参事兼環境経済課長（杉本勝広君） 廃棄物減量推進員さんにこのスタンプをお渡しするというのではなくて、申しわけないですが各地区集積所で管理していただきたい。

○委員（土田 進君） だれが責任を持つんですか。

○環境建設部参事兼環境経済課長（杉本勝広君） 責任の話になると、不燃物集積所にいろんな道具があると思うんですけども、それと一緒に動いていっていただけるとありがたいと考えております。

（挙手する者あり）

○委員長（齊木一三君） 酒井副委員長。

○副委員長（酒井久和君） 今カードの処理について関連した質問なんですけど、野天でやるわけですね。雨降りもあるんですよ。そういうときの対応、そして、各地区は、最高責任者という形で区長さんが

集積所の管理をされておりますが、区長さんの方の了解はとれているんですか。

○委員長（齊木一三君） 環境建設部参事。

○環境建設部参事兼環境経済課長（杉本勝広君） これにつきましては、今議会で認めていただいて、区長会にかけていくという形になりますし、既にこの有償システムの話は、正式な話ではないんですけども、させてはいただいております。

年末ごみ減量作戦のときにも少し、こういうことで資源の収集を、スタンプカードまでは言わなかったと思うんですけども、いろいろ考えておるんで、よろしくお願ひしますぐらいの話は少しさせていただいております。具体的にはここまでしてございません。

（挙手する者あり）

○委員長（齊木一三君） 酒井副委員長。

○副委員長（酒井久和君） 今分別をして、分別指導するだけでも区会議員さんは大変御苦勞をかけているわけなんです。各地区、どういうふうにやっていらっしゃるのかよくわかりませんが、私もできるだけ立つようにしておりますけれども、当番制で立ってみえるわけなんですけど、区会議員さんの中に減量推進員の方もいらっしゃいますが、そのたびに立てるわけじゃありません、月2回ありますのでね。そうすると、その印鑑の管理はだれがするか。交代していますからね。そこら辺のところを十分に精査していただいてやらんと、適当にそこに判を置いておくで押していってくださいということになるんじゃないかと。それはそれでいいということならいいんですけども、資源ごみだけだよということになりますと、資源ごみの対象が、どれが資源ごみだ、持ってきた人がこれまた困る。ペットボトルも資源ごみ、プラスチックも資源ごみ、容器包装リサイクル法に基づくのも資源ごみ、それから鉄くずも資源ごみ、それから紙は当然のこと。そういうことになりますと、持ってきたもの全部資源ごみだよと、こういう判断でいいのかどうか、そこら辺のところはどうなんですか。

○委員長（齊木一三君） 環境建設部参事。

○環境建設部参事兼環境経済課長（杉本勝広君） そのあたりもいろいろ打ち合わせをしました。月2回で地区回収をされておるんですけども、例えば埋め立てごみだけ持ってきた人はどうするんだという話になったんですが、わざわざ埋め立てごみだけ持ってくるならば、容器包装プラスチックなり、ペットボトルなり一緒に持ってきていただけますし、このシステムそのものが、資源とごみ、ごみから資源を抜くということに立脚したときに、一番最初に申し上げた、すべての家庭にばらまいて紙をみんな集めるという話じゃなくて、今考えておりますのは紙程度の話で、そんな難しい話じゃなく、お名前と、「私はごみの減量に協力します」というような一文句を書いた一枚の小さな紙を書いていただいて、それに対してその人の意識づけができていけばいいという考え方でおります。

今言われたように、じゃあ紙を持ってきたでスタンプ1個、何キロ持ってきたでスタンプ1個という話では全くなくて、とにかくお越しいただきたい。地区の資源回収のときに持ってきていただき

いという程度のことにはさせていただきたいと。一番最初は、1キロ持ってきた人と10キロ持ってきたと差をつけないかんじゃないかとか、いろいろ議論をしたんです。そうじゃなくて、一番の目的はごみを減らさないかんという目的に立ったときに、あまり地区の役員さんに御迷惑をかけず、持ち出す人がまたこんな面倒くさいというようなことでは続けせんということで、一番シンプルな方法にさせてもらったのがこれだと。

答えがあちこちしてしまって申しわけないんですが、この目的はとにかくごみを減らすという目的で、一つの手段ですので、今言われたように、雨降った日はどうするか、雪の降った日はどうするかと。確かにそういう問題も出てくる、あれも出てくるというような、ある程度想定はしておるんですが、恐らく想定外のことがある。

今月の末にやる年末ごみの減量作戦も、想定外のことがかなり心配をしておるんですけども、このシステムは想定外のことがかなり起きると思いますが、目的をごみ減量だということをはっきりわかっていただけのようなシステムにしていくためには、シンプルでわかりやすい方法が一番ベストだと思って取り組んでまいります。

想定外の問題が起きれば、環境経済課の方で頑張っって対応していくという答弁しかできないので申しわけないんですが、必ずこれはこういうふうにするという明快な答えができるが一番いいんですけども、そのときそのときでなるべく目的を忘れないような形でやっていきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

実は年末ごみもそうですし、これもそうなんですが、性悪説に立ちますと何もやれんようになってしまうんです。私ども環境経済課の方で考えておるのは、こうなったらどうしよう、あんなったらどうしようという話じゃなくて、目的をきちっと定めておりますし、その目的に向かってのシステムですので、想定外で起きたことについては環境経済課で対応させていただきますし、御相談申し上げないかんようなことが発生すれば、もちろん御相談申し上げて進めていきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それからもう一つ、4月から全地区を対象にしたシステムに切りかえていきます。そうしますと、1月から3月までエントリーした人と、4月からエントリーした人と、行政の場合、年度で考えるんですけども、期間が短くなってもらえる分が少なくなるじゃないかという話が出てくるんですが、このシステムは1年を有効期限といたします。ですから、これが4月からスタートして、3月で終わるということではなくて、よく見てみたら私もやってもいいわという人が9月に出てくれば、9月から翌年の9月まで1年有効ですので、そういった意味での不公平さは出てこないと思います。

ですが、とろいことをやっておれという人も恐らく出てくると思う。その人が気がついて、翌月にエントリーしてもらっても、それは1年有効だということで、1年間有効にさせていただきますし、今回予算に上げさせていただいておりますのは、4月から町内で本格実施するための実証でございます

すので、直すところは直していくという形で取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。

(挙手する者あり)

○委員長(齊木一三君) 吉田委員。

○委員(吉田正輝君) これに協力するという人は、用紙は環境経済へもらいに来ないかねのだね。

○委員長(齊木一三君) 環境建設部参事。

○環境建設部参事兼環境経済課長(杉本勝広君) これはインターネットでももちろん公表いたしますし、全世帯の方がインターネットを使えるわけじゃございませんので、モデル事業として実証していく地区へうちの職員が出ていきます。そのときに用紙を持っておりますので、今言ったように印鑑を押さないかんだとかいう話は全くなくて、住所とお名前をいただければ、その場でカードと引きかえできると。そのカードを出してもらった人の番号が5番なら、必ずカードが5番で動くという形になっていきます。ふだんは役場とリサイクルセンターで受け付けして、その場でお渡しできるような形をとりますし、4月から本格実施したときに、システムの変更ですので、必ずトラブルです。またこれは内輪で打ち合わせしておるんですけども、4月の一月かそこらは職員が出ていかないかと、各地区へ職員が出て、啓発ももちろんそうですし、そのシステムを遂行していくために職員が各地区へ出ていくということも考えております。

(挙手する者あり)

○委員長(齊木一三君) 吉田委員。

○委員(吉田正輝君) 実証実験をやると言われたけど、これを全地区でやるんじゃないね。どこか決めてやるの。それはどこということが決まっているの。

○委員長(齊木一三君) 環境建設部参事。

○環境建設部参事兼環境経済課長(杉本勝広君) 1月から3月までは実証です。それもどの地区かということは決めておりません。決めておりませんというのは、これは議決をいただかんことには言えんというのがあるんです、実は。決めてございませんので、この議決いただいた時点で区長会へかけさせてもらってエントリーしていただく。そこで1地区を選んでいきたいというふうに思っております。

出なったらどうしよう、ようけ出過ぎたらどうしようというのも想定しておりますけれども、3カ月の話ですので、なるべくモデルになるところ、各区でいろんなシステムがあります。何地区かに分かれておるところ、1地区でやっているところ、2時間やっておるところ、1時間でやっておるところ、いろいろあるんですが、そのどこへでも対応できるようなところを何とかお願いできかなというふうに考えております。

(挙手する者あり)

○委員長(齊木一三君) 吉田委員。

○委員（吉田正輝君） ということは、まだ公表していかんということだね、どこかわからんでね。

○委員長（齊木一三君） 環境建設部参事。

○環境建設部参事兼環境経済課長（杉本勝広君） 議決をいただかんと、実は発効しないというところもあるんです、行政の手続の中で。ごみを減量しないかんとするのはどんどんPRしてほしいし、やっていただきたいんですけども、このシステムが始まるらしいという話でいいのかな。私のはっきり申し上げないかんですけども、こういうことも考えておるよぐらいの話はしていただいてもいいと思います。

（挙手する者あり）

○委員長（齊木一三君） 土田委員。

○委員（土田 進君） スタンプカードの有効期限が発行日から1年となっています。地区へ資源ごみを2回持っていても4個ということですね。1年ですと48ということですが、72個になると3,000円ということですが、全部押してもらっても、1年で無効になっていくんですか。

○委員長（齊木一三君） 環境建設部参事。

○環境建設部参事兼環境経済課長（杉本勝広君） 今計算していただいたとおりで、48個しかたまりません。72個が最終目標だということで数字がおかしくないかという話もちろんございますし、72個は無理じゃないかという話なんです、実はここにリサイクルセンターで1個セットさせていただいています。リサイクルセンターを使ってくれという、言葉は悪いんですが、詐欺ではないんですけども、リサイクルセンターをもっと活用してほしいということでございます。これを活用していただくことによって、ことしの年末にやりますごみ減量作戦で開場時間を延ばします。その利用実態に合わせて、また御相談申し上げることになると思うんですが、リサイクルセンターの活用も考えていかないかんとというふうに考えておりますので、72個と48個の差はリサイクルセンターを御利用いただきたいということでございますので、よろしくをお願いします。

○委員長（齊木一三君） 他にございませんか。

（挙手する者あり）

○委員長（齊木一三君） はい、田中委員。

○委員（田中一成君） 住民の皆さんの理解と協力というのはこういう形もあるのかなあと思って、感心はしましたけれども、環境問題に非常に関心を持ちながら、見返りを求めて私はやっているんじゃないよという意見もあると思うんですね。そういう人たちにとっては、自尊心を傷つけられるような面がありはしないかと。例えばどこかの自治体で協力する、しないの意思にかかわらず、かなりの人にショッピングバッグを配ってしまった。協力もするような意識もない人たちにそんなものを配っても無意味なのに、そういう人たちの意識啓発をすることが自治体の使命であって、これは間違っているとって、ごみの減量化に取り組んでいる女性団体などが自治体に抗議をしたというようなことも

ありますので、そういうことを考えますと、喜んで協力してくれる人がいっぱい出てくればその成果があったというか、効果があったということは言えるのかもわかりませんが、私はそんなことを目的でやっているんじゃないよという意識の高い皆さんに対しては、ちょっと失礼にならないかなというふうに感じるんです。

そういうことにならないような宣伝や啓発の仕方といいますか、そこら辺を気をつけていただかないと、何だ、物や金でつってやるのかと。私はそんなレベルが低いよという人たちもおろうかと思うんですが、そこら辺はひとつ工夫をして、そういう人たちの反発を買わないような方法とか、物の言い方とか、宣伝の仕方に気をつけないといけないんじゃないかということを思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（齊木一三君） 環境建設部参事。

○環境建設部参事兼環境経済課長（杉本勝広君） ありがとうございます。

当然そういう方はお見えになりますし、リサイクルセンターのお客さんでもかなり意識が高くて、やっていただいている方もお見えになりますので、そういった人の気持ちはもちろん考える形でPRしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

（挙手する者あり）

○委員長（齊木一三君） 酒井副委員長。

○副委員長（酒井久和君） 私、スタンプについてというところがちょっと理解できないんですが、地区資源ごみ集積所には2個、リサイクルセンターが1個というのは、どういうことなんですか。2個押すということなのか、スタンプを置いておくというのか、どういうふうなんですか。

○委員長（齊木一三君） 環境建設部参事。

○環境建設部参事兼環境経済課長（杉本勝広君） この2個につきましては、2個捺印するという意味でございます。地区までお持ちいただいた方には2個……。

○副委員長（酒井久和君） そうすると、先ほど土田委員が言われたのは、48になるんですか、それで。

○環境建設部参事兼環境経済課長（杉本勝広君） 48になります。

○委員長（齊木一三君） 他にございませんか。

（挙手する者あり）

○委員長（齊木一三君） 吉田委員。

○委員（吉田 正君） ちょっとごみから離れますけど、一応補正予算ということだものですから、ちょっと離れた質問をしようと思います。

18ページ、19ページですけれども、商工業振興資金融資保証料、これ一般的に言う県保証の関係だと理解するわけですが、今の県保証の割合に変更があったようなふうに聞いておるわけですが、今後されるのかどうかちょっとわからんのですけれども、従来ですと県保証が100%、融資

額の保証をしてきたわけですが、それを8割に引き下げるといような話を聞いているんです。金融機関は20%になっちゃう、貸すとね、貸出責任ということで。そういう変更があったように私記憶しておるわけですが、そうすると今までだと、県保証がいいですよと、融資はオーケーですよと言っても、実際借りる金融機関がいかんということになると、貸し出しが受けられないことになっちゃうんですよ。従来のやり方でいくとね。そこら辺、私は非常に問題があるんじゃないかと思うんですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

それから道路、ちょっと私も最近本当に気になっているんですけれども、斎藤羽黒線の問題です。この間、バローの東側の道で死亡事故が起きました。ちょうどお医者さんに渡れるところだったというふうに記憶しているんですけれども、皆さん方に聞くと、結局バローの中を歩いて行かざるを得ないというんですよ。特に斎藤羽黒線の北側の歩道部分というのはかなり狭い。それから縁石があって、バローのすぐ南側の部分に田んぼがあって、そこに落ちたりする方もあるらしいんですね。ですから、非常にあそこは危険なものだから、自転車ではましてや通れないし、反対側から乳母車を押した方や、またお子さんを乗せたベビーカーとか、そういうのが来ると、本当に道を譲らないと通れない状況があって、事実上はバローの中を歩いてくるんですよ、お医者さんに行く場合。バローの中を歩いてっちゃうもんだから、どうしてもバローの東側の道を渡ろうとすると、信号のないところを渡っちゃうんですよ。そういうこともあって、多分事故になったんじゃないかと言われる人が、私の身の回りには非常に多いんです。

前の前ぐらいの議会でも、この斎藤羽黒線の問題について、たしか御説明はいただいたとは思いますが、これは今回、亡くなられた方のことを代弁するわけでも何でもないわけですが、亡くなった場所は斎藤羽黒線とは関係ないものの、これはやっぱり斎藤羽黒線の歩道が狭いからこういうことも起きたのではないかと私自身も思うんです。

そういう意味では、この斎藤羽黒線そのものの早期拡幅を目指していかないと、また再びこういうことが起き得るということです。そういう意味で、町の方として、まずそういう認識をしていただかないかんということね。歩道が狭いからバローの中を歩いて、結果的に信号のないところを渡ってしまうという認識をしていただくと同時に、この斎藤羽黒線そのものの拡幅を急いでいただかないといかんということ。この点についての御見解を伺っておきたいと思います。以上です。

○委員長（齊木一三君） 環境建設部参事。

○環境建設部参事兼環境経済課長（杉本勝広君） 18ページ、19ページの商工業振興資金の融資保証料を追加させていただいた議案に対して関連でございますけれども、愛知県が100%を80%に落とすという情報は今のところ私の耳には入っておりません。ただ、そう確定したとしても、大口町は信用保証料分を100%補助をしておりますし、なるべく御利用いただきやすいということで、臨時の要綱を設けて、なるべく広くできるようなシステムをつくっております。ですから、県のシステムが変わる

ことに対してお答えすることはできませんけれども、信用保証料の方は今までどおり、今の要綱にもたれた形で、大口町としては続けていく予定でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（齊木一三君） 都市開発課長。

○都市開発課長（近藤定昭君） 斎藤羽黒線の拡幅につきまして御質問いただきました。

これにつきましては、愛知県の方に既に町から要望しております。それで、具体的に言いますと、国道41号の西側、これにつきましてはおっしゃるとおり歩道が北側に1メートルあるかないかのところで来ております。そんなことで、十分安全を保証できないということで、県の方には7月の県の建設委員会を通して要望は上げておりますので、その点は今後とも強力に要望していくということでございます。よろしくお願ひします。

（挙手する者あり）

○委員長（齊木一三君） 吉田委員。

○委員（吉田 正君） 商工業振興資金、町の方が100%保証料を補助するということはいいんだけど、今そういう動きがあるものだから、町としても円滑に融資ができるようなことで、県の方の情報もきちんとつかみながら、もしそんな動きはまだ今のところないよ。これは全国的な動きだそうなんです。県保証そのものが100%保証していかないよということだそうです。だから、そういうことにならんようにしていただかないと、現実には県保証はいいよというものの、銀行は2割かぶらんらんといい話になると、銀行が嫌だといったら、現実には融資を受けられなくなっちゃうんですよ。だから、そういうことにならないように、町の方からも情報収集するとともに、そういう動きがもしあるとするのならば、早急に県保証で100%見てほしいと。地元の事業者の経営を円滑なものにしていく上では100%保証が必要なんだという要望も町として出していかんのかなというふうに思います。

景気がいいのは大企業だけなもんだから、悪いけど中小企業はみんな単価の切り下げで、あと原油高で材料は上がってくるし、どこもここも大変だと言っているんですよ、本当に。仕事があっても、やればやるほど赤字になってしまうという状況が実はあるんですね。

その一方で、仕事の量そのものはふえていっているところはふえていっているものだから、新たな設備投資と言われても、そんな余裕はないんですよ、今は。そうするとまた、借りてやらんらんといい話になるんだけど、その借りるのも100%保証してくれないと借りられないという問題が出てきちゃうんですね。いいところでもね。ですから、そんなことにならないようにしていただきたい。

それから、斎藤羽黒線の問題について、7月に行ったという話なんだけれども、今回事故が起きたのはまだ最近ですので、改めて事故が起きた実態を踏まえて、歩道の確保というのが本当に最優先してやっていたがないといかん問題なんだということで、改めてこれは要望すべき問題だと思いますよ。実態として、パローの中をみんな歩いて通っていかれるらしいんですよ、聞いてみると。

もうちょっと北の方へ行くと押しボタンの信号があることはあるんですけども、ちょうど病院の前ではないんですね。ましてや、あそこは整形ですので、足の不自由な方がどっちにしたって渡られるケースです。そういう意味では、本当にいろんなことを想定しながら、交通安全対策そのもの、この委員会では道路対策ですけども、そこら辺は考えていかないかん問題だというふうに私は思うんです。

そういう意味で、再度どういった経過で事故になったのか、そういうことの調査を踏まえて、再度要請をすべきじゃないですか。私はそう思うんです、これは。

前から拡幅せよという話と今回の事故とはまた違う。関連はしていますけれども、新たにこういう問題が実際に発生しておるわけですので、ぜひ早急に対応していただきたいと思います。

何か平成20年度だったか、21年度だったかちょっと忘れたけれども、目標みたいなものはあるんですか、その斎藤羽黒線について。

○委員長（齊木一三君） 都市開発課長。

○都市開発課長（近藤定昭君） 斎藤羽黒線の拡幅につきましては、順次機を見つけて県に要望していきます。

今の拡幅計画といいますか、御案内のとおり中小口地区の区画整理事業、この関係で南側が区画整理地区に入っております。そんなことで、公管金をお願いするということになりますと、当然それが組合設立を20、21あたりをねらってという関係から、少なくともその段階では用地確保をしていきたいということの裏付けになってくると。ですから、そのような順序立てていけば早いかなと思いますけれども、そのためにも要望は強くやっていくという形になると思うんですけども、それと最初ありましたお話の交通事故の内容につきましては、一度警察の方に照会させていただいて、どんな事情での事故であったということは調べたいと思います。

○委員長（齊木一三君） 環境建設部参事。

○環境建設部参事兼環境経済課長（杉本勝広君） 商工業振興資金の件で情報収集の件の質問がありました。県を初めいろんな形で情報収集を進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（齊木一三君） 他にございませんか。

（挙手する者あり）

○委員長（齊木一三君） 田中委員。

○委員（田中一成君） 19ページの道路用地購入費の追加、中学校関連の道路用地のようですけども、どういう地目を幾らで買われることになるのか。それから、その下の河川費の調整池の予算ですけども、余野の四丁目の公園の下につくる調整池の委託料の減だということですけども、この余野の公園以外の調整池等についての今後の予定といいますか、計画はどのように検討されているんでしょうか。

それからもう一つ、その下の都市計画費で、印刷製本費の追加、これは国道41号線、155号線、北尾張中央道などについてのパンフレットだということですが、どんな内容でつくられるのか御説明ください。

○委員長（齊木一三君） 建設課長。

○建設課長（野田 透君） まず初めの道路用地購入費の中で中学校関連の用地購入はという御質問でございますが、中学校関連ではプールとかテニスコートをつくる場所の北側の道路を整備させていただくということで、今回工事費も追加でさせていただいております。

その北側道路ですが、現況、道路と排水路が並行してあります。それが道路と水路の敷幅で約6メートル50、さらに中学校が歩道用地として2メートル後退しておってくれますので、合わせて8メートルぐらいの道路になるんですが、それが途中までしか排水路が道路に並行してないということで、途中で北向きに水路が一たん折れて、さらに西に行くというような排水路の流れだと思いますが、その道路と排水路が終わった時点で、さらにもう少し30メートルほど田んぼがありまして、T字で西の道路にぶつかるという形になると思います。そうすると、水路幅がないと道路の幅員が途中で狭くなってしまふというようなことがありまして、それに8メートルの道路を通すという形で、田んぼを御無理言いまして2メートルほど用地を買わせていただいて、歩道と道路、合わせて8メートルの道路にするという形で計画をしております。その分の用地費が今回170万ほどの補正という形にさせていただいております。

単価は、今のところ田んぼについては2万8,400円という形で、19年度単価を設定しておりますので、それで持っていこうと思っております。

それから、次の質問でございますが、余野の1号緑地の調整池の関係でございますが、一応計画としては、今回の新川流域の水害対策計画にも示させていただきましたように、河川担当でつくるものが5,000立米というような形で計画にのせていただいております。一応計画としては南小学校のグラウンドとか、それから秋田のグラウンド、ちょっと資料が手元にありませんので、そういった公共用地とかグラウンドを使って調整池をつくっていききたいというような計画を持っております。

ですけれども、例えば秋田のグラウンドに大きなものをつくったとしても、そこに水を寄せる水路がないというようなことで、例えば近くにありますが排水路から道路の中に排水管を通してわざわざグラウンドに持ってこないかとか、それから一応案としては持っておりますが、南小学校に4,000とかそれぐらいの調整池をつくったとしても、そこに誘導する管が必要になってくるということで、調整池をつくるに当たりまして、一番問題になるのが用地でありまして、その用地の選定に非常に苦慮しておるところでありますけれども、一応そういったところに公共用地を優先的に設けていきたいと。それには、今言いましたようにさらなる検討というか、どういう方法でそこへ水を持っていかんというようなことが検討材料としてありますので、改めてそれも検討しつつ、適当な調整池としての機能

を發揮する場所を選定していきたいというふうに思っております。以上です。

○委員長（齊木一三君） 都市開発課長。

○都市開発課長（近藤定昭君） 田中委員さんから、都市計画費の中の印刷製本費追加についての質問をいただきました。

これにつきましては、国道41号、北尾張中央道の県・国等への要望に対するパンフレットの作成というものでございます。いわゆる視覚に訴えるパンフレットと申しますか、国道41号であれば渋滞状況、特に大口町の交差点部分では毎日のように朝渋滞が続いているといったところの写真も添えたものとか、もう一個は大口町のエリア内、いわゆる交差点部分を図面に落とすというものでございます。

北尾張中央道につきましては、江南市、小牧市、こちらの方は計画が30メートルになっておるわけですが、そういった中で大口町も30メートル、これにつきましては北尾張中央道が4車線化することに伴いまして交通量の増大が考えられるわけですが、それに対する歩行者の安全を確保するためには、現在の23メートルでは無理であると。あくまでも江南、小牧と同じように歩行者の安全を確保するための30メートル幅員をお願いしたいというような要望とともに、計画断面をそれぞれつけて、県の方に要望していくためのパンフレットを作成していきたいと考えております。以上です。

（挙手する者あり）

○委員長（齊木一三君） 酒井副委員長。

○副委員長（酒井久和君） ちょっと学校関係について教えていただきたいと思います。

学校の周辺整備につきましては、いろいろとお願いいたしまして予算を計上していただきましたことを厚く御礼を申し上げます。

それにつきまして、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

先回の総務文教常任委員会的时候にも説明を受けましたが、135号線の北側の排水につきましてはボックスカルバート、1.5掛ける1.5というふうに聞きましたが、これで間違いありませんね。それに対して135号線のレベルはどういうふうにされたか。そして、そのボックスカルバートが、先回の説明では講堂のいぬいの角から西へ南北線の途中まで、先ほど田んぼの手前ということをおっしゃいましたから、そこまでだというふうにお聞きいただきましたが、その下はどうされるか。下は容量が小さいですから、せっかく大きなボックスを入れられても効果がないと思われるんですが、来年度予算でそれは計上される予定かどうか。

それから郷浦幹線に接続ということになりますと、郷浦幹線口の接続口が、こちらが1.5掛ける1.5で持っていくとするとかなり小さいんですが、そこら辺の接続に対する郷浦幹線の河床との差はどうなっているか。

それから排水路が、先回の9月時点の大雨のときに135号線が冠水したわけですが、そのときの容

量が十分計算されて1.5掛けの1.5のボックスになったというふうに判断いたしますが、学校の敷地内の雨水に対する排水路が、今工事をされておりますプールのいぬいの角あたりに排水横断がつくってあります。その横断自身が135号のレベルを解消されるとすると、それはどうされるのか。そして、排水路だけで大口中学校の6割ぐらいの一時水がそこに流れるんじゃないかと推測するんですが、それで大丈夫かどうか。そして、既に135号線には下水工事がされておりますが、下水工事に対して問題が出てくるんじゃないか。だから、北門がそこにできて180台ぐらいの駐輪場ができるように図面ではかいてありますけれども、そのところの出入り口がどの辺になるのか、ちょっと出来高状態じゃないとよく実際がわかりませんが、何度も申し上げておりますが、講堂の北側の排水路があるわけですが、そこも今8メートルの道路ができるということをおっしゃいますけれども、整備をされて、東側からも入れるようにしてやったらどうかと。自転車通学の子が北門を利用するんじゃないかと推測いたします。子供たちが入る時間帯を考えると、まず集中的に10分か15分の間に180台ぐらいがそこを通過するとすると、あるいはまた歩きの子供たちも北門から利用するということになりますと、周辺整備としての道路をしっかりとつくっていただきたい。

それから、もう一つ、これはこちらでわかるかどうかわかりませんが、135号線がレベルアップされますと、最初の図面ではテニスコートも同じレベルであったと記憶しております。コートレベルはどうなったかということを思います。

それからつけかえされました用水路の容量が先回の田植え時期においてオーバーフローしたことは、担当の部長さん以下課長さんも現場を見て確認をしていただけたと思います。プールの工事中にのり面が崩壊して、用水を壊してしまって、もう一回取りつけるということになるかと思いますが、同じ幅、25センチの用水路で工事されるのか、先ほど申しあげました田植えの水のかかりが悪いということで、急遽担当課長さんの方でバイパスをつくっていただいて、下への水の供給を十分していただけたという経緯があると記憶しておりますが、上の水の容量をいっぱいあけると、あの容量では用水から水があふれたわけなんです。南側に既設の、今は廃溝になったわけですけども、その用水路は幅が40センチなんです。それをなぜ25センチにしたか、こちら辺のところの問題になるんじゃないかと思うわけでございます。

まだ下にその用水を使っている田んぼが5枚あるんじゃないかというふうに思うわけですけども、地域の方々、大変心配をされておりますので、その辺のところをどんなふうに考えてみえるか、お聞かせいただきたいと思います。

○委員長（齊木一三君） 酒井副委員長から中学校用地との関連ということで、たくさんの質問が出ておるんですが、こちら辺は議題として、これは道路用地の購入という関連なんです、その中の関連ということでまた質問が上がっておるんですが、答弁すべてできますか、すぐ。

じゃあ答弁できるところをやってください。

○建設課長（野田 透君） まず排水路の改修する断面でございますが、1,500掛ける1,500のボックスカルバートでやることは間違いございません。この根拠でございますが、平成元年に大口町内の雨水排水計画というものを設けたときに、ここの集水エリアが24.4ヘクタールあります。ここでこの水を郷浦へ持って行くには1,400掛ける1,400の断面で足りるであろうというような計画がされております。

今回、その計画時点の見込み以上に、そこの酒井さんあたりのところ、マンション、竹やぶ等が伐採されまして、想定以上の開発がされたというようなことがございます。そこが1.3ヘクタールほどありますので、その想定以上の開発を見込んで一回り大きい1,500掛ける1,500という断面を決定させていただきました。これで十分であるというふうに思っております。

それから、その下流をどうするかということでございますが、下流についても同じように、断面が現況では不足しておりますので、1,500掛ける1,500の断面でもって改修をするように、一応当初予算には今のところ上げさせていただいておりますが、まだ担当課による1次ヒアリングが終わったという段階でございますので、この後、どういう形になるかはちょっとわかりませんが、一応下流についての計画も持っております。

それから郷浦の河床との取り合いでございますが、郷浦の河床より20センチ上のところに1.5で改修した場合には取りつくという形になります。もちろん現況のものを使うわけにはいきませんので、その郷浦に直接つながるところまで1.5の断面で改修をさせていただきたいという予定は持っております。

道路の高さは、体育館のすぐ西にあります交差点と、さらにその道路が真っすぐ西の方に行きましてT字にぶつかる交差点の位置、それを結ぶような形にしております。ですから、途中で一番低いところでありまして、現況より20センチほど道路が上がるという部分もございます。そういったレベルに変えますと、下水の問題はどうかということでございますが、下水については当然マンホールが途中にございますので、そのマンホールの継ぎ足し、かさ上げが必要になってくるということでありまして、そういった方法で対応できると思っております。

それから大口中学校からの排水についてですが、今の現況で言いますと、確かに水没する位置に中学校からの排水が出ておりますが、今回、道路を20センチ上げることによって、またボックスカルバートの高さを1,500、現況は900ぐらいのものなんですが、それを1,500を使うことによって、さらに道路を上げることによって河床を上げるということになりますので、水没するすぐ上に、全く上というわけにはいきませんが、水没する位置よりも多少上に中学校の排水が来るという形になります。

また、中学校からの排水の量は大丈夫かということでございますが、中学校のプールの下には4,300立米の調整池をつくっていただいておりますので、中学校の水をすべて一気に流すということではございません。4,000立米の調整池を使つての排水ということで、若干緩和されて、排水路には流れ出てくるだろうという想定であります。

また、先ほど言いました平成元年の雨水排水の計画時点でも、中学校はこの流域の中に入れての雨水の流出を見込んでおりますので、1,500の断面があれば十分であろうと思っております。当然、その下流を整備した上での話でございますが。

それから自転車通学等の関係で、講堂の北側はどうするかというような御質問でございますが、ここについては特に排水があふれるという心配はございませんし、安全さくも一応してあります。さらに、ここを自転車通学の専用の道、車両は通さないというような制限を加えることも可能かなというふうに思っておりますので、この部分については将来、中学校の体育館、講堂が改築されるときに、また今度つくる8メートルの道路と同じように体育館の敷地も利用させていただいて、歩道と車道が整備できたらというふうには考えております。

それから、先ほど135号線とテニスコートの高さの取り合いですけれども、それについては当然新しく道路をつくるよりもテニスコートは上げるという話は聞いておりますが、実際に何センチ上げるかということまでは確認しておりませんので、また教育課の方へ確認して御報告させていただきたいと思っております。

それから、つけかえした用水路のオーバーフローについての心配でございますが、まず断面については25センチではございませんで、今入っているのは30センチのものが入っております。レベルも多少現況レベルに合わせた関係上、無理がありました。用水路としても流れの悪いような形になっておりましたが、今回、直線で結ぶことによってレベルも是正されまして、流速も出て、水量的にも多くなるということで、300のもので十分であると思っております。以上でございます。

○委員長（齊木一三君） 下水道課長。

○下水道課長（前田正徳君） 今御質問の中で、私ども下水工事に係ることがありましたので、報告させていただきますが、私の方も道路が高くなるということも聞いております。それで、北側を建設課が水路のボックスをやると。南側を学校教育課が歩道を設置されるということで、その間を、町道ですけれども、そこを私どもの下水道課でマンホールのかさ上げをやりがてら、舗装をやっていくという協議でもって分担がされております。

それと、西側も私どもで下水道を入れておりますので、舗装をやります。

それから西武社宅の方ですね。あちらの方も下水が行っておりますので、そこまで下水が担当して舗装をやるという手はずになっております。来年年明けに発注を考えておりますので、よろしく願います。

（挙手する者あり）

○委員長（齊木一三君） 酒井副委員長。

○副委員長（酒井久和君） 下水工事をした後、確かにその後、ダンプカーが通っておりまして、けさ通っておりまして物すごく水がたまっておりますので、そういう予定になっておれば大変ありがた

いです。

それで、先ほど自転車専用道路というふうにおっしゃいましたけれども、あそこは農道にも使われておりますので、その辺のところも配慮をしていただきたいと思います。

それから、ボックスカルバートにされますと、北側に畑を耕作していらっしゃる方が、あそこら辺の土地がどうも土壌があまりよくなくて、夏の渇水時期においては、その排水をくみ上げてかんがいをしていらっしゃるということを聞きますので、ボックスカルバートをやられましたら、ところどころにマンホールのふたか、あるいはグレーチングのふたに点検窓をつくっていただきたいという要望をしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（齊木一三君） 建設課長。

○建設課長（野田 透君） もちろんここで、延長的には150メートルぐらいの暗渠化となります。管理をする面からも、点検口は設けていく予定ではありますが、車道にそういったものができますので、結構重量的にも重いものになりますし、マンホールですと、マンホールを上げる器具が必要でありますので、なかなか水が必要だからということであけてホースを突っ込むというようなことも難しいかと思えます。点検口は設けます。

（挙手する者あり）

○委員長（齊木一三君） 酒井副委員長。

○副委員長（酒井久和君） やっぱ隣の方々が今でもその排水路から水をかんがいしていらっしゃるという実績がありますから、そのところも配慮していただきたいと思うわけでございます。お願いいたします。

○委員長（齊木一三君） 会議中ですが、25分まで休憩をとりますので、よろしく申し上げます。

（午前11時15分）

○委員長（齊木一三君） それでは、おそろいですので、議事を再開させていただきます。

（午前11時25分）

○委員長（齊木一三君） 建設課長。

○建設課長（野田 透君） 先ほど調整池は将来どこに計画しておるかというような御質問でございましたが、南小学校グラウンド地下と、それから秋田グラウンドの2ヵ所だけでございます。

○委員長（齊木一三君） 他にございませんでしょうか。

（発言する者なし）

○委員長（齊木一三君） 質疑も終了したようでございますので、議案第71号 平成19年度大町町一般会計補正予算（第4号）所管分でございます。この件について採決をいたしたいと思います。

本案を原案のとおり決するに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○委員長(齊木一三君) 全員賛成。よって、議案第71号 平成19年度大口町一般会計補正予算(第4号) 所管分については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第75号 大口町道路線の廃止について、続きまして議案第76号 大口町道路線の認定につきましては関連事項でございますので、一括して審査を進めさせていただきます。よろしいでしょうか。

(挙手する者あり)

○委員長(齊木一三君) 吉田委員。

○委員(吉田 正君) 道路線の認定の方なんですけど、町道河北102号線においては、道路となるべきところに建物があるように見受けられるんですけども、これはどういうふうになるんでしょうか。

○委員長(齊木一三君) 建設課長。

○建設課長(野田 透君) ちょうどこの道路をつくった部分が仲沖の土地改良区のエリアの中でございますので、土地改良区の費用で移転は済んでおります。

○委員長(齊木一三君) 他にございませんでしょうか。

(発言する者なし)

○委員長(齊木一三君) ないようでございますので、議案第75号 大口町道路線の廃止について、議案第76号 大口町道路線の認定について、一括して採決に入りたいと思います。

本案を原案のとおり決するに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○委員長(齊木一三君) 全員賛成。よって、議案第75号 大口町道路線の廃止について、続きまして議案第76号 大口町道路線の認定については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第77号 町営住宅入居者の明渡請求に関する訴えの提起についてを審査させていただきます。

質疑はございませんでしょうか。

(挙手する者あり)

○委員長(齊木一三君) はい、田中委員。

○委員(田中一成君) 居住の実態がないということですが、石川英雄氏の家族が住んでおられたと思うんですが、家族構成やおよその年齢などはどんなふうだったんでしょうか。

○委員長(齊木一三君) 都市開発課長。

○都市開発課長(近藤定昭君) 手元にそういった資料は持っておりませんが、内容としましては、石川英雄氏のお母さん、それから離婚されておりますが元妻の3人で暮らしてみえたということでござ

います。現在、先に奥さんが離婚され、それからお母さんが不在ということで、本人もいらっしやらなくなったというのが現状でございます。

(挙手する者あり)

○委員長(齊木一三君) はい、田中委員。

○委員(田中一成君) 町としては、居所はつかめていないということですか。

○委員長(齊木一三君) 都市開発課長。

○都市開発課長(近藤定昭君) うわさ等を聞いてお探しもさせていただきましたけれども、全然把握できないというのが現状であります。

○委員長(齊木一三君) 他にございませんでしょうか。

(挙手する者あり)

○委員長(齊木一三君) 吉田委員。

○委員(吉田 正君) 事件としては建物の明け渡し等請求事件ということになっていますけれども、これの目的というのは家賃を滞納しているわけですが、主たる目的というのは明け渡しを目的としているというものと考えてよろしいわけですか。

○委員長(齊木一三君) 都市開発課長。

○都市開発課長(近藤定昭君) この件につきましては、事件名のとおりでございます。滞納も当然でございますけれども、本件につきましては、このままほかっておいても住宅自体が老朽化するのみということでございますので、早急に明け渡しを願って、次の方にお貸しできる状態に持っていきたいというのがこの件の趣旨でございます。

(挙手する者あり)

○委員長(齊木一三君) 吉田委員。

○委員(吉田 正君) 当然、これはこれから裁判にすることですよね。裁判にすると、訴状をこちらは出すわけですね。訴状に基づいて裁判所の方から、どこの裁判所か知りませんが、裁判所の方から本人あてに呼び出し状といいますか、訴訟になりましたよということでお手紙が来るんですけども、そのお手紙が届かないケースになるんじゃないかと思うんですね。そうなるとうなるんですか、これ。

○委員長(齊木一三君) 都市開発課長。

○都市開発課長(近藤定昭君) 今回、既に9月時点で契約書の解除通告をしております。このときも同じでございますが、あくまでも住所は現在地の、こっちに書いてありますように、大口町丸一丁目98番地の方に出させていただきました。それに対して告示等もやって、法的に認められるということになります。それと同じように、今回議決をいただいた後に、1月に裁判所の方に訴状を出すわけでございますけれども、その訴状について相手方の方に口頭弁論の機会を与えることにつきましても同

じような形で相手方に通告して、本人が見えないというような形の中で裁判が進められるというふう
に認識しております。

(挙手する者あり)

○委員長(齊木一三君) 吉田委員。

○委員(吉田 正君) 多分裁判所は特別送達という形で、要するに受け取りを求めるわけですね、そ
の手紙を出すということになると。当然受け取りがないわけですから、裁判所からのお手紙は裁判所
に返ってくることになるわけですがけれども、その場合はどういう裁判になるんですか。

○委員長(齊木一三君) 都市開発課長。

○都市開発課長(近藤定昭君) 私の方が弁護士さんからお聞きしておることにつきましては、いわゆ
る口頭弁論の期日を決めまして、そちらの方に出向いて、当方の一方的な口頭弁論をさせていただ
いて、それで終わりということを知っております。あとは裁判官が判決するというところでございます。

○委員長(齊木一三君) 他にございませんでしょうか。

(発言する者なし)

○委員長(齊木一三君) それではないので、議案第77号 町営住宅入居者の明渡請求に関する
訴えの提起について、採決いたしたいと思います。

本案を原案のとおり決するに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○委員長(齊木一三君) 全員賛成。よって、議案第77号 町営住宅入居者の明渡請求に関する訴えの
提起については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、当委員会に付託を受けました全議案の審査は終了いたしました。議事運営に関
しまして御協力いただきましてありがとうございました。

これで環境建設常任委員会を閉会いたします。

(午前11時30分 閉会)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

環境建設常任委員会

委員長

齊木 一三